



公正で自由な経済社会の実現を目指しています

今年度から新しい沖縄の振興法制に基づき、沖縄振興の基本方針が定められ、引き続き「民間主導の自立型経済の構築」が示されています。このような状況の中で、消費者の利益が一層確保され、活力のある県内企業を育成するため、公正かつ自由な経済社会を実現していくことも重要な施策の1つとなっています。今回は、公正取引委員会のキッズ向けキャラクターの「どっくん」が、沖縄総合事務局で競争政策を担当している公正取引室の業務を御案内します。

どっくん



公正取引室では、公正取引委員会が所管する独占禁止法や下請法、消費者庁が所管する景品表示法の運用に関する業務を行っているよ。これらの法律の啓発・普及等にも力を入れていて、そのうち、独占禁止法教室（出前授業）を紹介しよう。それと、みんなに身近で一般消費者の利益を保護している景品表示法や、違反事件の立入検査などの調査のことについて紹介するね。

独占禁止法教室ってどんな教室！？



将来を担う中学生や高校生を対象に、独占禁止法や公正取引委員会の役割などを公正取引室の職員が出向いて分かりやすく説明する授業（出前授業）を開催しているよ。授業では競争の必要性を学ぶシミュレーションゲームや公正取引委員会の模擬立入検査、模擬事情聴取を生徒も参加して学んでいるよ。



消費者の利益を保護する景品表示法って！？

不当表示規制



景品類規制



景品表示法では、商品やサービスの品質、内容や価格等について、消費者に誤認される不当な表示を禁止し、消費者の利益を保護しているよ。また、過大な景品類の提供も禁止しているんだ。





↑独占禁止法違反の疑いのある行為を行っている企業等への立入検査の様子(模擬)

独占禁止法違反の疑いのある行為を行っている企業の事務所に立入検査をして、関係書類の提出を命じたり、関係者から事情聴取したりして、証拠を集めているよ。

独占禁止法違反を立証することができるとき、公正取引委員会は、違反企業に対して、独占禁止法違反行為の排除措置命令や課徴金納付命令などの行政処分を行うよ。

また、下請取引では、定期的に書面調査を実施して、必要に応じて、親事業者の事務所に出向いて保存している取引記録などの実地調査を行って、下請法違反行為を発見し、違反行為の取りやめや下請事業者の不利益の回復に努めているよ。



わかるかな? きみも公正取引委員会通になろう!
答と解説は13ページにあるよ。

Q1 「競争」という言葉を考え出した人はだれ?

- 1 福沢 諭吉 2 ジョン万次郎 3 白洲 次郎

Q2 市場の正しい競争を守るためにルールをなんという?

- 1 卸売市場法 2 独占禁止法 3 会社法

Q3 ルール違反をしている会社やお店を「独占禁止法」で取り締まるのは?

- 1 カルテル委員会 2 独占委員会 3 公正取引委員会

Q4 メーカーが商品の値段を自分たちで決めてお店に守らせるルール違反のことをなんという?

- 1 再販売価格の拘束 2 カルテル 3 私的独占

Q5 お店どうしが話し合って商品の値段をつり上げることをなんという?

- 1 ゴスペル 2 カルテル 3 カステラ

Q6 大きな会社が他の会社のじゃまをして、自分の商品だけを売ろうとする行為をなんという?

- 1 自由販売 2 私的独占 3 自由独占

Q7 公正取引委員会が平成23年度に行った課徴金納付命令の総額は?

- 1 約45億円 2 約442億円 3 約720億円